十九　平成十八年総務省告示第四百十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表三四の項を次のように改める。

三四	削除

二十　平成十八年総務省告示第六百八十号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一三九の項を次のように改める。

一三九	削除

第一項の表一七三の項を次のように改める。

一七三	削除

二十一　平成十九年総務省告示第百六十一号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表七九の項を次のように改める。

79	削除

第一項の表二三三の項を次のように改める。

233	削除

第一項の表三一五の項を次のように改める。

315	削除

第一項の表三八六の項を次のように改める。

386	削除

第一項の表四四一の項を次のように改める。

441	削除

第一項の表五四四の項を次のように改める。

544	削除

第一項の表七四二の項を次のように改める。

742	削除

第一項の表七五〇の項を次のように改める。

750	削除

第一項の表七六二の項を次のように改める。

762	削除

第一項の表七八四の項を次のように改める。

784	削除

第一項の表八三一の項を次のように改める。

831	削除

二十二　平成十九年総務省告示第二百七十七号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表二三の項を次のように改める。

23	削除

二十三　平成十九年総務省告示第四百二十五号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表三五の項を次のように改める。

35	削除

第一項の表一〇八の項を次のように改める。

108	削除

第一項の表二一七の項を次のように改める。

217	削除

第一項の表二三七の項及び二三八の項を次のように改める。

237	削除
238	削除

第一項の表二六三の項を次のように改める。

263	削除

二十四　平成十九年総務省告示第六百三十号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一七三の項を次のように改める。

173	削除

二十五　平成二十年総務省告示第六十二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一〇四の項を次のように改める。

104	削除

第一項の表一〇八の項を次のように改める。

108	削除

第一項の表一一五の項を次のように改める。

115	削除

二十六　平成二十年総務省告示第二百五十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表三二の項を次のように改める。

32	削除

第一項の表三九の項を次のように改める。

39	削除